

議案第 21 号

基山町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

基山町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例を次のように定める。

平成30年6月1日提出

基山町長 松 田 一 也

基山町条例第 号

基山町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）に基づき、承認地域経済牽引事業^{けん}計画に従って行われる地域経済牽引事業のための施設のうち、対象施設を促進区域内に設置する承認地域経済牽引事業者に対し、固定資産税の課税免除をすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域経済牽引事業 法第2条第1項に規定する地域経済牽引事業をいう。
- (2) 促進区域 法第4条第2項第1号に規定する促進区域をいう。
- (3) 承認地域経済牽引事業者 法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者をいう。
- (4) 承認地域経済牽引事業計画 法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。
- (5) 対象施設 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設をいう。

(固定資産税の課税免除)

第3条 町長は、法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意日（以下この条において「同意日」という。）から起算して5年以内に、承認地域経済牽引事業計画に従って行われる地域経済牽引事業のための施設のうち、対象施設を促進区域内に設置した承認地域経済牽引事業者について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。次条において同じ。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建築着手があった場合における当該土地に限る。次条において同じ。）に対して課する固定資産税について、課税免除をすることができる。

(固定資産税の課税免除の期間及び額)

第4条 固定資産税の課税免除の期間及び額は、前条の規定の適用を受ける対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対して課する固定資産税を新たに課することとなる年度から3年度間、当該固定資産税額に相当する額とする。

(課税免除の承認)

第5条 課税免除を受けようとする承認地域経済牽引事業者は、町長の承認を受けなければならない。

(報告)

第6条 町長は、前条に規定する承認を受けた承認地域経済牽引事業者に対し必要な報告を求めることができる。

(承認の取消し)

第7条 町長は、第5条に規定する承認を受けた承認地域経済牽引事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、既に行った固定資産税の課税免除の承認を取り消すことができる。

- (1) 承認地域経済牽引事業計画を取り消されたとき。
- (2) 事業の廃止又は休止があったとき。
- (3) 虚偽の申請をしたとき。
- (4) 前条の規定による報告をしなかったとき。
- (5) その他事業の実施方法が不適當であると認められるとき。

(適用除外)

第8条 この条例の規定は、基山町企業立地促進等に関する条例（平成15年条例第7号）に規定する奨励措置を受けるものについては、適用しない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき、設備投資に対する固定資産税の課税免除を実施することにより、地域経済を牽引する事業を支援し町の成長発展の基盤強化を図るため、基山町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例を制定する必要がある。

平成30年6月8日原案 可 決